

第48号（令和2年10月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民局区連絡調整課】 4

**【告示】**

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 5
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 6
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 7
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 8
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 9
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 10
- △ 同 11  

【健康福祉局こころの健康相談センター】
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局こころの健康相談センター】 12
- △ 同 13  

【健康福祉局こころの健康相談センター】
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退【健康福祉局こころの健康相談センター】 14
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 15
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 16
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 19
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 20
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 21
- △ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 22
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 23
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 34

**【公告】**

- △ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局取得処分課】 36
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】 39
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 40
- △ 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者の指定【健康福祉局障害自立支援課】 42
- △ メモリアルグリーンの指定管理者の指定の変更【健康福祉局環境施設課】 43

△	下水道排水設備工事責任技術者試験の実施【環境創造局管路保全課】	44
△	下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習の実施【環境創造局管路保全課】	45
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	46
△	廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	47
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧【建築局都市計画課】	48
△	同【建築局都市計画課】	49
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	50
△	建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	51
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	52
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	53
△	同【建築局調整区域課】	54
△	同【建築局調整区域課】	55
△	同【建築局調整区域課】	56
△	同【建築局調整区域課】	57
△	同【建築局調整区域課】	58
△	同【建築局調整区域課】	59
△	同【建築局調整区域課】	60
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	61
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	62
△	同【建築局建築指導課】	63
△	同【建築局建築指導課】	64
<b>[区告示]</b>		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】	65
<b>[区公告]</b>		
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【鶴見区総務課】	66
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【保土ヶ谷区総務課】	67
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【旭区総務課】	68
△	横浜市潮田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】	69
△	横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】	70
△	横浜市反町地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【神奈川区福祉保健課】	71
△	横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【神奈川区福祉保健課】	72
△	横浜市新山下地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【中区福祉保健課】	73
△	横浜市浦舟地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【南区福祉保健課】	74
△	横浜市南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【南区福祉保健課】	75
△	横浜市今井地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【保土ヶ谷区福祉保健課】	76
△	横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【保土ヶ谷区福祉保健課】	77
△	横浜市今宿地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【旭区福祉保健課】	78
△	横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【旭区福祉保健課】	79
△	横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【磯子区福祉保健課】	80
△	横浜市磯子区内地域ケアプラザの指定管理者の指定【磯子区福祉保健課】	81
△	横浜市美しが丘地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【青葉区福祉保健課】	82
△	横浜市加賀原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【都筑区福祉保健課】	83
△	横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【都筑区福祉保健課】	84
△	横浜市上倉田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【戸塚区福祉保健課】	85
△	横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【戸塚区福祉保健課】	86

△ 横浜市笠間地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【栄区福祉保健課】	87
△ 横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【栄区福祉保健課】	88
△ 横浜市いずみ中央地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【泉区福祉保健課】	89
△ 横浜市阿久和地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【瀬谷区福祉保健課】	90
△ 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【瀬谷区福祉保健課】	91
<b>[水道局]</b>	
△ 水道局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行【資産活用課】	92
<b>[交通局]</b>	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	94
<b>[医療局病院経営本部]</b>	
△ 横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託【市民病院医事課】	95
<b>[市選挙管理委員会]</b>	
△ 横浜市長解職請求代表者証明書の交付【選挙課】	96
<b>[正誤]</b>	97

---

## 規 則

---

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る  
。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 69 号

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を  
定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規  
則

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 令 和 2 年 7 月 横 浜 市 条 例 第 27 号 ) は 、 令 和 2 年 10 月 19 日 から 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 から 施 行 す る 。

告 示

横 浜 市 告 示 第 676 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 告 示 内 容 の 変 更

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 の 規 定 に よ る 控 除 対 象 寄 附 金 に つ い て 、 そ の 告 示 し た 内 容 に 次 の と お り 変 更 が あ っ た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 21 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 43 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 2 年 8 月 28 日	学 校 法 人 山 手 英 学 院	栄 区 上 郷 町 460 番 地	(新) 平 成 20 年 1 月 1 日 か ら 平 成 27 年 8 月 31 日 ま で 平 成 27 年 9 月 4 日 か ら 令 和 7 年 8 月 27 日 ま で
			(旧) 平 成 20 年 1 月 1 日 か ら 平 成 27 年 8 月 31 日 ま で 平 成 27 年 9 月 4 日 か ら 平 成 32 年 9 月 3 日 ま で

横浜市告示第 677 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年10月1日	のむら薬局	神奈川県片倉一丁目9番3号	薬局
同	ハックドラッグ 横浜星川薬局	保土ヶ谷区川辺町2番地の1	同
同	ひだまり薬局	戸塚区戸塚町116番地の15	同
同	たまプラーザ薬局	青葉区美しが丘二丁目20番地の19	同
同	ローズ調剤薬局	保土ヶ谷区釜台町47番15号	同
同	ヤマグチ薬局山下町店	中区山下町127番地の1	同
同	ななほし薬局日吉店	港北区箕輪町一丁目24番9号	同

横浜市告示第 678 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年9月1日	株式会社エール福祉協会	エール福祉協会・中	中区千歳町1番地の2	居宅介護、重度訪問介護
同	社会福祉法人夢21福祉会	夢21上星川Ⅲ	保土ヶ谷区上星川三丁目5番3号	生活介護
同	株式会社エール福祉協会	エール福祉協会・南	南区宮元町3丁目59番地	居宅介護、重度訪問介護
同	ソレイユ株式会社	ソレイユケア	戸塚区名瀬町321番地の2	居宅介護、重度訪問介護
同	ウェルビー株式会社	就労定着支援事業所 ウェルビー戸塚駅前センター	戸塚区戸塚町3,985番地の6	就労定着支援
同	株式会社グリーンネット	ホームケアコラージュ	旭区本宿町74番地の2	行動援護
同	株式会社ベストライフ神奈川	ベストライフ横浜瀬谷訪問介護事業所	瀬谷区本郷二丁目7番地の7	居宅介護、重度訪問介護
同	一般社団法人ふれんず	リカバリー支援施設ふれんず	栄区笠間三丁目1番6号	就労継続支援B型

横浜市告示第 679 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年8月31日	有限会社ヘルスケアやまびこ	ヘルスケアやまびこ	栄区中野町1, 063番地の3	居宅介護、重度訪問介護
同	特定非営利活動法人ヒューマンフェローシップ	コッペパンハウス「パン屋のオヤジ」	磯子区西町14番3号	就労継続支援A型
令和2年9月1日	株式会社総合キャリアトラスト	株式会社総合キャリアトラスト SAKURA横浜センター	神奈川区栄町15番地の1	就労移行支援



横浜市告示第 680 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年9月1日	緑園こころのクリニック	泉区緑園一丁目4番地の1	病院及び診療
同	あおぞら薬局	青葉区市ケ尾町1, 167番地の1	薬局
同	株式会社ベル薬局	鶴見区鶴見中央五丁目3番8号	同
同	マリン薬局	西区浅間町5丁目378番地の2	同
同	イースト薬局	西区楠町8番地の6	同
同	あさひ薬局 上星川駅前店	保土ヶ谷区上星川一丁目2番1号	同
同	ハックドラッグ洋光台調剤薬局Ⅱ	磯子区洋光台三丁目1番1号	同
同	ローソクオール薬局 港北新横浜二丁目店	港北区新横浜二丁目5番地の11	同
同	アクア薬局	港北区樽町一丁目24番7号	同
同	グラン薬局	瀬谷区二ツ橋町214番地の6	同
同	スギ薬局 いずみ野駅前店	泉区和泉町 6,214番地の1	同
同	たすけあい泉フルール訪問看護ステーション	泉区中田南二丁目11番40号	訪問看護
同	あうる訪問看護リハビリステーション	金沢区六浦一丁目21番13号	同

横浜市告示第 681 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 7月25日	菊名調剤薬局	(新)港北区錦が丘16番 16号	薬局
		(旧)港北区錦が丘16番 14号	
令和2年 8月1日	(新)きらり薬局 東 戸塚店	戸塚区品濃町543番 地の4	同
	(旧)おーちゃん薬局		
令和2年 8月1日	(新)きらり薬局 菊 名店	港北区菊名四丁目2 番8号	同
	(旧)小川薬局		

横浜市告示第 682 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 8月31日	いわい薬局	(新)西区元久保町7番38号	薬局
		(旧)保土ヶ谷区岩井町206番地	
令和2年 6月20日	訪問薬局 横浜さくら	(新)南区宮元町2丁目32番地	同
		(旧)南区睦町1丁目7番地の1	
令和2年 9月1日	(新)さくら薬局 横浜井土ヶ谷下町店	南区井土ヶ谷下町213番地	同
	(旧)みどり薬局		
令和2年 9月1日	(新)さくら薬局 横浜浦舟店	南区浦舟町4丁目50番地の4	同
	(旧)川田薬局 浦舟店		
令和2年 9月1日	(新)さくら薬局 横浜西口天理ビル	西区北幸一丁目4番1号	同
	(旧)川田薬局 横浜西口天理ビル		
令和2年 9月1日	(新)さくら薬局 横浜藤棚店	西区藤棚町1丁目95番地の1	同
	(旧)川田薬局 藤棚店		
令和2年 9月1日	(新)さくら薬局 横浜西口STビル店	西区北幸一丁目11番15号	同
	(旧)川田薬局 横浜西口STビル店		

横浜市告示第 683 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から、次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年6月8日	ひとみ調剤薬局	港北区日吉本町四丁目22番17号	薬局
令和2年7月2日	ファーマライズ薬局 元久保坂の上店	西区元久保町7番36号	同

横 浜 市 告 示 第 684 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 )  
 の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 ) か ら 、 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た  
 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年7月31日	株式会社石黒薬局 白根店	旭区白根四丁目1番 17号	薬局

横浜市告示第 685 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退の申し出があった。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

辞退年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年8月31日	医療法人社団平平会 つくいけ内科クリニック	旭区今宿西町 358 番地	病院または診療所

横浜市告示第 686 号

市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文 子

路 線 名	起 終 点
六角橋 第 578 号線	神奈川区栗田谷77番の13地先 同 区同 同番の6地先
六角橋 第 579 号線	神奈川区東神奈川一丁目8番の8地先 同 区同 同番の20地先
下田 第 294 号線	港北区日吉本町六丁目 2,492 番の7地先 同 区同 同 番の9地先
中山 第 359 号線	緑区中山六丁目 901 番の1地先 同区同 861 番の2地先
品濃 第 384 号線	戸塚区品濃町 1,322 番地先
上矢部 第 551 号線	戸塚区川上町 497 番の41地先 同 区同 町同 番の39地先
上矢部 第 552 号線	戸塚区川上町 497 番の62地先 同 区同 町同 番の60地先
上矢部 第 553 号線	戸塚区川上町 486 番の1地先 同 区同 町 495 番の13地先
舞岡 第 578 号線	戸塚区舞岡町 4,031 番地先 同 区同 町 4,022 番地先
舞岡 第 579 号線	戸塚区舞岡町 4,027 番地先 同 区同 町 4,036 番地先
汲沢 第 599 号線	戸塚区戸塚町 4,495 番の9地先 同 区同 町 4,499 番の16地先

横浜市告示第 687 号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文 子

路 線 名	起 終 点 点
羽沢 第93号線	神奈川県羽沢南二丁目 474 番の 2 地先 同 区羽沢町 218 番の 1 地先
羽沢 第 197 号線	神奈川県羽沢町 225 番の 7 地先 同 区羽沢南二丁目 225 番の 16 地先
羽沢 第 338 号線	神奈川県羽沢町 188 番の 5 地先 同 区同 町 217 番の 1 地先
六角橋 第 340 号線	神奈川県東神奈川一丁目 8 番の 20 地内
六角橋 第 431 号線	神奈川県東神奈川一丁目 8 番の 20 地内
山元町 第 171 号線	中区仲尾台 86 番地先 同区竹之丸 82 番の 7 地先
羽沢 第 9 号線	保土ヶ谷区上菅田町 526 番の 2 地先 同 区同 町 522 番地先
中原 第 559 号線	磯子区杉田三丁目 1,400 番の 1 地先 同 区同 1,390 番の 2 地先
中原 第 563 号線	磯子区杉田三丁目 1,390 番地先 同 区同 1,402 番地先
杉田 第 321 号線	金沢区富岡西一丁目 2,781 番の 96 地先 同 区同 同 番の 56 地先
下田 第 276 号線	港北区日吉本町六丁目 2,492 番の 8 地先 同 区同 2,483 番の 3 地先
下田	港北区日吉本町六丁目 2,492 番の 9 地先



第 278 号線	同 区同	2,491 番地先
高田 第 89 号線	港北区日吉本町六丁目	298 番地内 同 区同 2,496 番の 2 地内
高田 第 455 号線	港北区新吉田東四丁目	3,687 番の 1 地先 同 区同 3,690 番の 1 地先
綱島 第 94 号線	港北区綱島東二丁目	229 番の 1 地先 同 区同 227 番の 5 地先
中山 第 158 号線	緑区中山五丁目	785 番の 3 地先 同区同 795 番の 3 地先
中山 第 160 号線	緑区中山五丁目	768 番の 1 地先 同区同 747 番の 1 地先
中山 第 167 号線	緑区中山五丁目	793 番の 5 地先 同区同 791 番の 4 地先
名瀬 第 123 号線	戸塚区川上町	840 番の 1 地先 同 区同 町 841 番の 3 地先
名瀬 第 125 号線	戸塚区川上町	841 番の 5 地先 同 区同 町同 番の 3 地先
平戸 第 85 号線	戸塚区川上町	497 番の 52 地先 同 区同 町同 番の 70 地先
舞岡 第 4 号線	戸塚区舞岡町	744 番地先 同 区同 町 754 番の 3 地先
舞岡 第 89 号線	戸塚区舞岡町	754 番の 3 地先 同 区同 町 753 番の 1 地先
汲沢 第 224 号線	戸塚区戸塚町	4,499 番の 7 地先 同 区同 町 4,495 番の 9 地先
汲沢 第 227 号線	戸塚区戸塚町	4,500 番の 2 地先 同 区同 町 4,504 番の 2 地先
下倉田 第 67 号線	戸塚区上倉田町	120 番の 6 地先 同 区同 町 1,417 番の 2 地先
上川井 第 2 号線	瀬谷区北町	41 番の 9 地先 同 区同町同番の 2 地先

上川井 第4号線	瀬谷区瀬谷町 7,449 番の6地先 同 区北町41番の8地先
-------------	------------------------------------

横浜市告示第 688 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和2年10月5日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
六角橋 第578号線	神奈川区栗田谷77番の13地先から 同 区同 同番の6地先まで	4.50	12.32
六角橋 第579号線	神奈川区東神奈川一丁目8番の8地先から 同 区同 同番の20地先まで	13.34 ないし 13.37	32.09
下田 第294号線	港北区日吉本町六丁目2,492番の7地先から 同 区同 同 番の9地先まで	5.51 ないし 6.01	118.80
中山 第359号線	緑区中山六丁目901番の1地先から 同区同 861番の2地先まで	7.04 ないし 20.22	226.24
上矢部 第551号線	戸塚区川上町497番の41地先から 同 区同 町同 番の39地先まで	5.03 ないし 6.55	125.52
上矢部 第552号線	戸塚区川上町497番の62地先から 同 区同 町同 番の60地先まで	4.96 ないし 5.09	30.15
上矢部 第553号線	戸塚区川上町486番の1地先から 同 区同 町495番の13地先まで	5.08 ないし 5.18	58.03
舞岡 第578号線	戸塚区舞岡町4,031番地先から 同 区同 町4,022番地先まで	4.54 ないし 7.85	84.24
舞岡 第579号線	戸塚区舞岡町4,027番地先から 同 区同 町4,036番地先まで	4.50 ないし 6.84	226.85

横浜市告示第 689 号

市道区域の決定

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の決定の期日

令和2年10月5日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
品濃 第384号線	戸塚区品濃町1,322番地先	0.90 ないし 1.40 m	77.10 m
汲沢 第599号線	戸塚区戸塚町4,495番の9地先から 同区同町4,499番の16地先まで	1.19 ないし 1.27	18.49

横浜市告示第 690 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の供用開始の期日

令和2年10月5日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
高田 第454号線	港北区新吉田町3,582番の1地先から 同区同町3,617番の3地先まで	10.08 ないし 17.72	209.46

横浜市告示第 691 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和2年10月5日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
横浜伊勢原	旧	港南区日野二丁目27番地先から 同 区日野五丁目36番の1地先まで	8.32 ないし 8.35 m	7.16 m
	新	同	同	同
丸子中山茅ヶ崎	旧	緑区中山四丁目984番の3地先から 同区寺山町762番の7地先まで	6.83 ないし 29.40	549.30
	新	同	22.00 ないし 40.74	同
瀬谷柏尾	旧	戸塚区上矢部町1,893番の1地先から 同 区同 町1,895番の1地先まで	8.80 ないし 8.81	4.99
	新	同	10.71 ないし 10.72	同

横浜市告示第 692 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和2年10月5日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
師岡 第274号線	旧	鶴見区獅子ヶ谷三丁目102番の1地内から 同 区同 103番地先まで	2.81 ないし 2.85	22.94
	新	同	4.28 ないし 5.46	同
環状2号線	旧	神奈川区羽沢町481番の1地先から 同 区羽沢南二丁目473番の1地先まで	61.11 ないし 64.89	79.20
	新	同	61.42 ないし 68.68	同
東本郷 第359号線	旧	神奈川区菅田町222番の1地先から 同 区同 町474番地先まで	5.40 ないし 6.73	11.50
	新	同	6.67 ないし 7.76	同
東本郷 第361号線	旧	神奈川区菅田町222番の1地先から 同 区同 町475番地先まで	1.91 ないし 3.55	20.24
	新	同	3.21 ないし 4.83	同

東本郷 第423号線	旧	神奈川県菅田町226番の2地先から 同 区同 町223番の15地先まで	2.03 ないし 3.34	50.30
	新	同	3.27 ないし 4.51	同
東本郷 第424号線	旧	神奈川県菅田町235番の1地先から 同 区同 町220番の6地先まで	1.88 ないし 4.94	90.72
	新	同	4.50 ないし 5.98	同
北寺尾 第277号線	旧	神奈川県西寺尾一丁目1,152番の118地先から 同 区同 同 番の103地先まで	2.77 ないし 2.83	16.37
	新	同	4.50	同
北寺尾 第444号線	旧	神奈川県西寺尾二丁目1,193番の220地先から 同 区同 1,491番地先まで	2.71 ないし 2.75	63.81
	新	同	4.50	同
羽沢 第197号線	旧	神奈川県羽沢町225番の9地先から 同 区羽沢南二丁目225番の22地先まで	4.29 ないし 5.05	5.42
	新	同	8.18 ないし 8.69	同
羽沢 第329号線	旧	神奈川県羽沢南二丁目474番の5地先から 同 区同 225番の16地先まで	11.00	31.99
	新	神奈川県羽沢南二丁目474番の1地先から 同 区同 225番の16地先まで	10.89 ないし 11.39	23.52
峰沢 第27号線	旧	神奈川県片倉二丁目808番の22地先から 同 区同 821番の1地先まで	2.82 ないし 2.83	15.35
	新	同	5.50	同



六角橋 第176号線	旧	神奈川県鳥越8番の7地先から 同 区同 6番の19地先まで	3.98 ないし 3.99	23.62
	新	同	6.00 ないし 6.01	同
六角橋 第189号線	旧	神奈川県栗田谷63番の8地先から 同 区同 77番の6地先まで	1.84 ないし 1.87	62.47
	新	神奈川県栗田谷63番の8地先から 同 区同 同番の166地先まで	4.50 ないし 7.97	71.08
横浜駅根岸 線	旧	中区打越42番の2地先から 同区同 15番の5地先まで	31.07 ないし 32.38	3.13
	新	同	29.10 ないし 31.07	同
山元町 第132号線	旧	中区西之谷町 113番地先から 同区同 町 115番の10地先まで	1.88 ないし 1.89	9.28
	新	同	4.51	同
下野庭 第244号線	旧	港南区日野二丁目75番の5地先から 同 区同 74番の9地先まで	1.85 ないし 4.45	27.21
	新	同	2.77 ないし 5.56	同
上永谷 第243号線	旧	港南区野庭町 2,123番地先から 同 区同 町 1,789番の1地先まで	1.89 ないし 2.55	49.84
	新	同	4.29 ないし 6.44	同
中原 第43号線	旧	港南区笹下五丁目 3,667番の29地先から 同 区同 3,665番の10地先まで	1.97 ないし 2.12	44.71
	新	同	4.50 ないし 4.52	同

三ツ沢 第5号線	旧	保土ヶ谷区常盤台 128 番の 2 地先から 同 区同 129 番の 1 地先まで	4.40 ないし 5.40	105.29
	新	同	5.60 ないし 6.75	同
三ツ沢 第173号線	旧	保土ヶ谷区峰岡町 1 丁目 101 番の21地先から 同 区同 町同 94番の54地先まで	5.81 ないし 5.99	41.50
	新	同	6.32 ないし 7.25	同
今井 第115号線	旧	保土ヶ谷区今井町 613 番の 2 地先から 同 区同 町 611 番の 3 地先まで	3.66 ないし 3.94	121.49
	新	同	4.50	同
今井 第116号線	旧	保土ヶ谷区今井町 644 番の 1 地先から 同 区同 町 613 番の 2 地先まで	1.66 ないし 1.90	31.72
	新	同	3.10 ないし 3.20	同
今井 第166号線	旧	保土ヶ谷区今井町 613 番の 2 地先から 旭区桐が作 1,610 番の 1 地先まで	3.75 ないし 3.89	61.15
	新	同	4.12 ないし 4.22	同
川井 第12号線	旧	旭区上川井町 180 番の 1 地先から 同区同 町 169 番の 1 地先まで	2.74 ないし 2.87	14.25
	新	同	4.00 ないし 4.02	同
上白根 第331号線	旧	旭区白根五丁目 1,466 番の 1 地先から 同区同 1,427 番の 5 地先まで	2.55 ないし 3.01	32.90
	新	同	3.54 ないし 3.77	同

今宿 第58号線	旧	旭区白根五丁目 1,467 番地先から 同区同 1,427 番の5地先まで	2.36 ないし 2.69	46.42
	新	同	3.48 ないし 4.58	同
	旧	旭区白根五丁目 1,562 番の6地先から 同区同 1,424 番の1地先まで	4.88 ないし 5.41	15.26
	新	同	5.50 ないし 5.52	同
白根 第193号線	旧	旭区川島町 2,888 番の2地先から 同区同 町 2,880 番の2地先まで	4.75 ないし 4.86	29.27
	新	同	4.75 ないし 7.01	同
白根 第441号線	旧	旭区西川島町 114 番の16地先から 同区同 町同 番の6地先まで	5.37 ないし 8.29	31.37
	新	旭区西川島町 144 番の223地先から 同区同 町 114 番の6地先まで	5.37 ないし 12.94	同
四季美台 第129号線	旧	旭区本村町 2 番の12地先から 同区同 町 1 番の14地先まで	3.10 ないし 3.35	36.14
	新	同	4.50 ないし 4.89	同
希望が丘 第58号線	旧	旭区中希望が丘15番の40地先から 同区同 12番の12地先まで	3.34 ないし 3.35	5.00
	新	同	6.06 ないし 6.09	同
中原 第525号線	旧	磯子区栗木二丁目 498 番の4地先から 同 区同 504 番の3地先まで	2.72 ないし 4.23	30.23
	新	同	4.13 ないし 4.51	同

中原 第 559 号線	旧	磯子区杉田三丁目 1,395 番の 4 地先から 同 区同 1,398 番の 2 地先まで	1.80 ないし 1.87	24.47
	新	同	2.42 ないし 2.93	同
新杉田 第 141 号線	旧	磯子区杉田三丁目 1,097 番の 73 地先から 同 区同 1,157 番の 2 地先まで	2.14 ないし 2.51	54.82
	新	同	5.51 ないし 5.54	同
下田 第 277 号線	旧	港北区日吉本町六丁目 2,494 番の 3 地先から 同 区同 2,492 番の 7 地先まで	4.51 ないし 4.53	34.75
	新	同	5.51	同
高田 第 73 号線	旧	港北区日吉本町六丁目 305 番地先から 同 区同 2,491 番地先まで	6.59 ないし 6.89	49.00
	新	同	7.28 ないし 7.50	同
新吉田 第 355 号線	旧	港北区大倉山二丁目 1,723 番の 1 地先から 同 区同 1,738 番地先まで	2.40 ないし 2.43	52.98
	新	同	3.46 ないし 3.47	同
新吉田 第 432 号線	旧	港北区大倉山二丁目 1,714 番の 1 地先から 同 区同 1,715 番地先まで	1.64 ないし 1.65	19.85
	新	同	3.07 ないし 3.08	同
北八朔北部 第 389 号線	旧	緑区北八朔町 226 番の 21 地先から 同区同 町 221 番の 3 地先まで	5.00 ないし 14.20	360.61
	新	同	5.06 ないし 11.63	同

北八朔北部 第390号線	旧	緑区北八朔町 224 番の19地先から 同区同 町 218 番の14地先まで	9.47 ないし 25.35	415.90
	新	同	7.82 ないし 26.14	同
十日市場 第228号線	旧	緑区十日市場町 2,058 番の1地先から 同区同 町 2,057 番の1地先まで	1.88 ないし 2.00	30.18
	新	同	4.50 ないし 5.00	同
中山 第94号線	旧	緑区中山五丁目 738 番の9地先から 同区同 733 番の8地先まで	3.71 ないし 3.74	9.98
	新	同	4.50	同
中山 第158号線	旧	緑区中山五丁目 786 番の10地先から 同区同 785 番の2地先まで	2.77 ないし 2.82	30.50
	新	同	2.77 ないし 4.70	同
中山 第167号線	旧	緑区中山六丁目 793 番の1地先から 同区同 791 番の2地先まで	7.18 ないし 8.03	11.98
	新	同	同	同
鴨居 第4号線	旧	緑区中山四丁目 964 番の3地先から 同区同 987 番の2地先まで	1.87 ないし 1.89	24.67
	新	緑区中山四丁目 964 番の1地先から 同区同 987 番の2地先まで	5.41 ないし 6.37	13.12
鴨居上飯田 線	旧	緑区鴨居五丁目 1,536 番の1地先から 同区鴨居四丁目 1,174 番の1地先まで	57.30 ないし 64.30	15.55
	新	同	57.30 ないし 58.65	同

大棚 第83号線	旧	都筑区早渕三丁目 4,816 番の 1 地先から 同 区同 4,812 番の 3 地先まで	2.75 ないし 2.84	19.62
	新	同	4.52 ないし 4.53	同
川和 第48号線	旧	都筑区加賀原一丁目42番の11地先から 同 区佐江戸町 2,180 番の 7 地先まで	5.99	2.28
	新	同	同	同
川和 第98号線	旧	都筑区佐江戸町 2,178 番の 1 地先から 同 区同 町 2,180 番の 7 地先まで	3.71 ないし 4.06	10.75
	新	同	5.50	同
川向 第61号線	旧	都筑区折本町 282 番の 1 地先から 同 区同 町 323 番の 1 地先まで	4.17 ないし 4.18	18.24
	新	同	4.50	同
上矢部 第96号線	旧	戸塚区川上町 497 番の67地先から 同 区同 町 494 番の 1 地先まで	5.02 ないし 6.75	66.77
	新	同	5.08 ないし 6.10	同
上矢部 第 395 号線	旧	戸塚区上矢部町 1,880 番の 1 地先から 同 区同 町同 番の 5 地先まで	6.56	12.05
	新	同	7.56	同
矢部 第 105 号線	旧	戸塚区上矢部町 3,041 番の18地先から 同 区同 町 3,015 番の 1 地先まで	4.22 ないし 4.45	15.46
	新	同	5.50	同

矢部 第106号線	旧	戸塚区上矢部町 3,041 番の18地先から 同 区同 町 3,024 番の4地先まで	4.52 ないし 4.53	7.62
	新	同	5.50 ないし 6.31	同
汲沢 第324号線	旧	戸塚区汲沢町 483 番の1地先から 同 区同 町 529 番の6地先まで	2.55 ないし 2.68	43.30
	新	同	5.05 ないし 5.06	同
舞岡 第3号線	旧	戸塚区舞岡町 4,024 番地先から 同 区同 町 4,012 番地先まで	2.69 ないし 5.03	204.00
	新	同	4.51 ないし 6.58	同
舞岡 第10号線	旧	戸塚区舞岡町 4,017 番地先から 同 区同 町 726 番地先まで	1.75 ないし 1.89	30.44
	新	同	4.98 ないし 5.42	同
下倉田 第66号線	旧	戸塚区上倉田町 120 番の6地先から 同 区同 町 1,410 番の4地先まで	2.12	1.90
	新	同	3.15	同
影取 第77号線	旧	戸塚区影取町38番の38地先から 同 区同 町51番の9地先まで	3.10 ないし 3.55	31.74
	新	同	4.53 ないし 4.84	同
宮沢 第92号線	旧	泉区和泉町 7,352 番の8地先から 同区同 町 7,354 番の10地先まで	5.58	1.09
	新	同	同	同

岡津 第368号線	旧	泉区岡津町 1,346 番の1地先から 同区同 町同 番の8地先まで	4.50 ないし 4.52	32.32
	新	同	6.00	同
和泉町 第94号線	旧	泉区和泉中央南四丁目 3,684 番の1地先から 同区同 3,764 番の38地先まで	2.69 ないし 2.78	34.30
	新	同	4.50	同
中田 第397号線	旧	泉区中田東一丁目 1,551 番の76地先から 同区同 1,586 番の3地先まで	4.21 ないし 4.45	4.64
	新	同	4.36 ないし 4.48	同
中田 第663号線	旧	泉区中田東一丁目 1,587 番の36地先から 同区同 1,584 番の8地先まで	4.60 ないし 5.23	2.08
	新	同	同	同
下飯田 第151号線	旧	泉区下飯田町 794 番の3地先から 同区同 町 795 番の14地先まで	2.37 ないし 2.52	15.59
	新	同	3.43 ないし 3.51	同
下飯田 第156号線	旧	泉区下飯田町 795 番の14地先から 同区同 町 731 番の8地先まで	4.33 ないし 4.42	3.12
	新	同	4.42 ないし 4.47	同
五貫目 第33号線	旧	瀬谷区北町41番の10地先から 同 区同町21番の32地先まで	11.88 ないし 12.32	77.28
	新	同	17.84 ないし 17.96	同



上川井 第1号線	旧	瀬谷区北町40番の26地先	3.36 ないし 3.43	12.98
	新	同	3.43 ないし 4.52	11.49
上川井 第147号線	旧	瀬谷区北町41番の11地先から 同 区同町同番の2地先まで	25.00	66.16
	新	同	25.00 ないし 30.69	同
上川井 第148号線	旧	瀬谷区瀬谷町7,449番の7地先から 同 区同 町同 番の2地先まで	23.28 ないし 25.00	311.83
	新	同	22.35 ないし 25.01	同
橋戸 第20号線	旧	瀬谷区本郷三丁目42番の1地先から 同 区同 41番の2地先まで	3.02 ないし 3.29	13.33
	新	同	4.51	同
下瀬谷 第241号線	旧	瀬谷区宮沢三丁目13番の19地先から 同 区同 14番の10地先まで	2.16 ないし 2.24	35.45
	新	同	4.51	同
下瀬谷 第440号線	旧	瀬谷区阿久和西四丁目14番の9地先から 同 区同 1番の6地先まで	2.85 ないし 2.90	9.01
	新	同	3.69 ないし 3.70	同

横浜市告示第 693 号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

令和2年10月5日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
綱島 第75号線	旧	港北区綱島東二丁目 1,046 番の6地先から 同 区同 1,044 番の1地内まで	1.83 ないし 2.68	5.41
	新	同	2.68 ないし 6.28	同
東本郷 第128号線	旧	港北区小机町 755 番地内から 同 区同 町 1,705 番の1地内まで	5.50 ないし 10.18	160.00
	新	同	11.00 ないし 13.53	同
中山 第107号線	旧	緑区中山四丁目 946 番の9地先から 同区同 965 番の5地先まで	1.80 ないし 1.85	23.48
	新	緑区中山四丁目 946 番の2地先から 同区同 965 番の5地先まで	1.80 ないし 1.81	10.39
中山 第175号線	旧	緑区中山五丁目 789 番の1地先から 同区同 771 番の3地先まで	1.30 ないし 1.32	36.89
	新	緑区中山五丁目 789 番の1地先から 同区同 771 番の1地先まで	同	16.12

鴨居 第466号線	旧	緑区中山四丁目987番の6地先から 同区同 同 番の3地先まで	1.78 ないし 1.83	37.07
	新	緑区中山四丁目987番の5地先から 同区同 同 番の3地先まで	1.79 ないし 1.83	21.52
目黒 第28号線	旧	瀬谷区瀬谷町5,747番地先から 同 区北町40番の55地先まで	3.18 ないし 3.20	6.89
	新	瀬谷区瀬谷町5,747番地先から 同 区北町40番の26地先まで	3.20	4.37

公告

横浜市公告第 541 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年10月5日

契約事務受任者

横浜市財政局長 横山日出夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件 番号	土地の所在	地目	地積 (㎡)
2742	鶴見区朝日町一丁目61番20	宅地	76.89
2743	中区山手町22番3外	宅地	1327.01 ( 1327.08 )
2744	港南区日野九丁目652番3	宅地	193.52
2745	港南区日野中央三丁目2,224番38	宅地	271.68
2746	保土ヶ谷区月見台246番8外	宅地	883.84
2747	磯子区森五丁目1,297番1外	雑種地、 山林	685.90 ( 685.05 )
2748	青葉区市ヶ尾町1,057番10	公衆用道 路	495.03 ( 493 )
2749	都筑区勝田町324番8	宅地	96.22
2750	戸塚区汲沢町字畑田509番9	宅地	169.23
2751	戸塚区汲沢町字畑田509番11	宅地	208.18
2752	栄区野七里一丁目1,382番12外	宅地	435.84
2753	瀬谷区二ツ橋町352番6	宅地	452.27

地積欄は、登記記録上の面積

ただし、物件番号2743、2748については現況測量面積、2747については法務局備え付けの地積測量図面積で各同物件の( )内の数字は登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号 2742 番	21,530,000 円
物件番号 2743 番	342,240,000 円
物件番号 2744 番	29,340,000 円
物件番号 2745 番	38,370,000 円
物件番号 2746 番	50,300,000 円

物件番号 2747 番	110,230,000 円
物件番号 2748 番	120,450,000 円
物件番号 2749 番	16,840,000 円
物件番号 2750 番	20,750,000 円
物件番号 2751 番	21,360,000 円
物件番号 2752 番	33,520,000 円
物件番号 2753 番	44,150,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和2年10月5日から令和2年11月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局管財部取得処分課ほか  
電話 045(671)2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和2年10月30日から令和2年11月13日まで必着

(2) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局管財部取得処分課  
電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和2年12月8日まで

書留郵便で必着

(宛先) 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局取得処分課

(2) 開札

令和2年12月11日

(所在) 中区本町6丁目50番地の10

(会場名) 横浜市役所会議室 みなと1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 542 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年9月11日	特定非営利活動法人後見つぼみ	須田 幸隆	港北区篠原北一丁目9番8号	この法人は、判断能力の不十分な高齢者・障がい者に対し、本人意思を尊重した法人後見に関する事業を行い、財産管理はもとよりその生活の質（QOL）の向上と権利擁護に寄与することを目的とする。

横浜市公告第 543 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定  
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年 9月9日	変更前 特定非営利活動法人エヌピーオーユーアイ	興 石 且 子	変更前 戸塚区平戸町582番地の12	変更前 この法人は、障害児者及びその保護者や高齢者に対して公的サービスでは手の届かない部分の情報提供・サポートを行い、健康・福祉の増進に寄与する事を目的とする。
	変更後 特定非営利活動法人さかえころの会		変更後 栄区桂町325番地の1	変更後 この法人は、高齢者、障害児者、子ども等とその保護者に対して、家事支援、自立支援、介護支援、生活支援及び農業福祉連携推進事業等を行う



				<p>ことで、個人の健康・福祉の増進に寄与する事と共社会全体に益に貢献することを目的とする。</p>
令和2年 9月14日	特定非営利 活動法人み ろく山の会	坂 本 優	西区戸部本 町51番13- 202号	<p>本会は、中高年者に対して健全な登山及びハイキングに関する事業を行い、スポーツの振興に寄与することを目的とする。</p>

横浜市公告第 544 号

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文 子

指定管理者		指定の期間
所在地	名 称	
中区桜木町 1丁目1番 地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 荒木田 百 合	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

横浜市公告第 545 号

メモリアルグリーン の 指定管理者 の 指定 の 変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、メモリアルグリーン の 指定管理者 の 指定（平成28年1月横浜市公告第39号）を次のように変更した。

令和2年10月5日

横浜市長 林 文子

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
東京都港区 三田4丁目 7番27号	アメニスメモリアル グリーン共同事 業体代表者 株式会社日比谷ア メニス 代表取締役社長 小林定夫	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで

## 横 浜 市 公 告 第 546 号

## 下 水 道 排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者 試 験 の 実 施

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 3 条 第 2 号 ア の 下 水 道 排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者 試 験 が 次 の と お り 実 施 さ れ る 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 試 験 日 時 及 び 場 所

令 和 3 年 2 月 4 日

午 後 1 時 30 分 か ら 午 後 3 時 30 分 ま で

川 崎 市 川 崎 区 富 士 見 2 丁 目 1 番 3 号

川 崎 市 教 育 文 化 会 館

川 崎 市 川 崎 区 富 士 見 2 丁 目 5 番 2 号

サ ン ピ ア ン か わ さ き

川 崎 市 川 崎 区 富 士 見 1 丁 目 1 番 4 号

カ ル ッ ツ か わ さ き

## 2 試 験 申 込 書 を 配 付 す る 期 間 及 び 場 所

令 和 2 年 11 月 2 日 か ら 令 和 2 年 11 月 16 日 ま で

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 下 水 道 管 路 部 管 路 保 全 課

## 3 試 験 申 込 書 を 受 け 付 け る 期 間 及 び 場 所

令 和 2 年 11 月 2 日 か ら 令 和 2 年 11 月 30 日 ま で

( 11 月 30 日 の 消 印 が あ る も の ま で 受 付 )

受 け 付 け る 場 所 は 試 験 申 込 書 に 記 載

## 4 試 験 申 込 手 続

試 験 申 込 書 を 郵 送 に て 提 出 す る こ と 。

## 5 試 験 に つ い て の 問 合 せ 先

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 下 水 道 管 路 部 管 路 保 全 課

( 電 話 番 号 ) 045-671-2829

## 横 浜 市 公 告 第 547 号

下 水 道 排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者 に 係 る 更 新 講 習 の 実 施  
横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 )  
第 3 条 第 2 号 イ の 市 長 が 指 定 す る 下 水 道 排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者  
に 係 る 更 新 講 習 が 次 の と お り 実 施 さ れ る 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 講 習 日 時 及 び 場 所

令 和 3 年 1 月 19 日 及 び 20 日 の 午 前 ・ 午 後 の う ち 希 望 す る 日 時  
午 前 の 部 午 前 10 時 30 分 か ら 午 後 1 時 ま で  
午 後 の 部 午 後 2 時 30 分 か ら 午 後 5 時 ま で  
川 崎 市 川 崎 区 富 士 見 2 丁 目 5 番 2 号  
サ ン ピ ア ン か わ さ き

## 2 講 習 申 込 書 を 配 布 す る 期 間

対 象 者 に は 、 令 和 2 年 10 月 下 旬 頃 に 送 付

## 3 講 習 申 込 書 を 受 け 付 け る 期 間 及 び 場 所

申 込 書 到 着 日 か ら 令 和 2 年 11 月 30 日 ま で  
受 け 付 け る 場 所 は 講 習 申 込 書 に 記 載

## 4 講 習 申 込 手 続

講 習 申 込 書 を 郵 送 に て 提 出 す る こ と 。

## 5 講 習 に つ い て の 問 合 せ 先

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 下 水 道 管 路 部 管 路 保 全 課

( 電 話 番 号 ) 045-671-2829

横 浜 市 公 告 第 548 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 2 年 7 月 31 日	30572	共 和 興 業 株 式 会 社	鈴 木 登 志 子	(新) 中 区 末 吉 町 1 丁 目 21 番 地
				(旧) 南 区 中 村 町 4 丁 目 227 番 地 の 2
令 和 2 年 8 月 1 日	30281	有 限 会 社 三 高 商 会	(新) 高 部 修 二	海 老 名 市 中 新 田 2 丁 目 17 番 29 号
			(旧) 高 部 巳 代 吉	

横 浜 市 公 告 第 549 号

廃 物 の 認 定

横 浜 市 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 の 発 生 の 防 止 及 び 適 正 な 処 理 に 関 す る 条 例 ( 平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 31 号 ) 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 放 置 自 動 車 は 、 こ の 公 告 を 行 っ た 日 か ら 起 算 し て 10 日 を 経 過 し た と き は 、 廃 物 と し て 認 定 す る 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

放 置 場 所	車 名
青 葉 区 市 ヶ 尾 町	日 産 エ ル グ ラ ン ド
港 南 区 芹 が 谷 二 丁 目	ホ ン ダ オ デ ッ セ イ
都 筑 区 牛 久 保 町	ホ ン ダ フ リ ー ウ ェ イ
中 区 本 牧 元 町	カ ワ サ キ 250TR
鶴 見 区 仲 通	ホ ン ダ フ ェ ー ジ ョ ン
中 区 か も め 町	ダ イ ハ ツ ム ー ブ

## 横 浜 市 公 告 第 550 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 計 画 案 の 縦 覧  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 計 画 案 を 作 成 し た の で  
、 都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間  
満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
仏 向 町 横 谷 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域  
保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
令 和 2 年 10 月 5 日 か ら 令 和 2 年 10 月 19 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課



## 横 浜 市 公 告 第 551 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 計 画 案 の 縦 覧  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 計 画 案 を 作 成 し た の で  
、 都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間  
満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
峰 沢 町 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域  
保 土 ケ 谷 区 峰 沢 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
令 和 2 年 10 月 5 日 から 令 和 2 年 10 月 19 日 まで
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

## 横 浜 市 公 告 第 552 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 を 作 成 し た の で、都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 する 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 する。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は、縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 する こ と が で き る。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
綱 島 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 する 部 分  
な し
  - (2) 削 除 する 部 分  
な し
  - (3) 変 更 する 部 分  
港 北 区 綱 島 台 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
令 和 2 年 10 月 5 日 か ら 令 和 2 年 10 月 19 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

## 横 浜 市 公 告 第 553 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意  
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、 富 岡 第 7 期 分 譲 地 （ 第 4 次 ） 住 宅 地 区 建 築 協 定 の 認 可 申 請 が あ  
っ た の で、 次 の と お り、 同 法 第 71 条 の 規 定 に 基 づ き 関 係 人 の 縦 覧 に  
供 す る と と も に、 同 法 第 72 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 公 開 に よ る 意 見  
の 聴 取 を 行 う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ た い 者 は、 縦 覧  
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な  
け れ ば な ら ない。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦 覧 期 間  
令 和 2 年 10 月 5 日 から 令 和 2 年 10 月 30 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 9 時 から 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日  
令 和 2 年 11 月 18 日 午 後 2 時 30 分
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所  
金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 9 番 1 号  
横 浜 市 金 沢 区 役 所 1 階 1 号 会 議 室

横 浜 市 公 告 第 554 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、松風台地区建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において  
一般の縦覧に供する。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 555 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 9 月 11 日 第 31 開 208 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 神 大 寺 二 丁 目 16 番 21 号  
藤 卷 秀 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 神 大 寺 一 丁 目 790 番 の 1 の 一 部 、 790 番 の 2 及 び 790  
番 の 5

## 横 浜 市 公 告 第 556 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 12 月 25 日 第 31 開 809 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 常 盤 町 5 丁 目 57 番 地  
リブレ株式会社  
代 表 取 締 役 小 川 慶 太
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 南 本 宿 町 144 番 の 39 から 144 番 の 41 ま だ の 各 一 部 、 153 番  
の 19 の 一 部 、 153 番 の 20 の 一 部 、 153 番 の 27 から 153 番 の 29 ま だ  
、 154 番 の 1 、 154 番 の 12 から 154 番 の 16 、 154 番 の 17 の 一 部 及  
び 154 番 の 18

## 横 浜 市 公 告 第 557 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 1 月 28 日 第 31 開 1410 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
瀬 谷 区 三 ツ 境 16 番 地 の 1  
株 式 会 社 丸 三  
代 表 取 締 役 和 田 崇
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 宮 沢 三 丁 目 6 番 の 5 、 6 番 の 9 及 び 6 番 の 35 か ら 6 番 の  
51 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 558 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 3 月 24 日 第 31 開 1814 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 4 番 1 号  
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト  
代 表 取 締 役 福 岡 良 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 東 山 田 町 56 番 の 1 の 一 部 、 56 番 の 2 、 56 番 の 4 か ら 56 番  
の 22 ま で 及 び 57 番 の 1



## 横 浜 市 公 告 第 559 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 4 月 10 日 第 2020 開 801 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 北 幸 二 丁 目 7 番 10 号  
株 式 会 社 テ ィ ー ア ー ル コ ー ポ レ ー シ ョ ン  
代 表 取 締 役 溝 入 貞 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 今 宿 東 町 666 番 の 1 及 び 666 番 の 5 か ら 666 番 の 24 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 560 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 4 月 13 日 第 2020 開 1701 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 荏 田 北 三 丁 目 7 番 地 の 6  
椿 昇
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 荏 田 北 三 丁 目 3 番 の 6

## 横 浜 市 公 告 第 561 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 5 月 29 日 第 2020 開 1001 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1  
つ く み 住 研 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 川 義 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
金 沢 区 釜 利 谷 東 七 丁 目 1,017 番 の 3 か ら 1,017 番 の 5 ま で 、 1,  
018 番 の 2 の 一 部 及 び 1,023 番 の 4 か ら 1,023 番 の 6 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 562 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 6 月 8 日 第 2020 開 1803 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
都 筑 区 川 向 町 91 番 地  
清 水 孝 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 川 向 町 888 番 の 6 及 び 889 番 の 4

横 浜 市 公 告 第 563 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 年 月 日

令 和 2 年 9 月 17 日

2 廃 止 する 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 する 道 路 の 延 長

28.20 m

4 廃 止 の 場 所

中 区 石 川 町 三 丁 目 122 番 の 1 、 122 番 の 4 及 び 125 番 の 1 の 各  
一 部

5 申 請 者 の 氏 名

有 限 会 社 リ ア ル ユ ニ テ ィ

代 表 取 締 役 藤 原 宏

## 横 浜 市 公 告 第 564 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 9 月 14 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
20.87 m
- 4 廃 止 の 場 所  
神 奈 川 区 六 角 橋 三 丁 目 555 番 の 4 、 557 番 の 1 、 558 番 の 2 、  
558 番 の 6 の 各 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
山 室 久 子

## 横 浜 市 公 告 第 565 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 39 ・ 37 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 9 月 24 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
7.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
123.60 m
- 5 廃 止 の 場 所  
港 南 区 上 永 谷 三 丁 目 5,158 番 の 47 地 先 か ら 5,182 番 の 33 地 先 ま  
で

## 横 浜 市 公 告 第 566 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 36 ・ 27 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 9 月 14 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.70 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
126.80 m
- 5 廃 止 の 場 所  
磯 子 区 森 六 丁 目 243 番 の 7 地 先 から 243 番 の 27 地 先 まで 及 び 24  
3 番 の 32 地 先 から 243 番 の 135 地 先 まで



区告示

戸塚区告示第17号（令和2年9月17日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、富士ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年9月17日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	早川孝子 戸塚区下倉田町 1,89 7番地の110	大塚弥生 戸塚区下倉田町 828 番地の115

---

区 公 告

---

鶴見区公告第129号（令和2年9月15日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和2年9月15日

横浜市鶴見区長 森 健 二

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 38 - 32 浜 横浜	平成31年4月25日

保土ヶ谷区公告第 118 号（令和 2 年 9 月 16 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 2 年 9 月 16 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 長      出   口   洋   一

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 75 - 19 浜 横浜	令和 2 年 5 月 14 日

旭区公告第262号（令和2年9月18日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和2年9月18日

横浜市旭区長 下 田 康 晴

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 28 - 93 浜 横浜	令和元年11月11日
横 34 - 37 浜 横浜	令和元年11月11日

鶴見区公告第134号

横浜市潮田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市潮田地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市鶴見区長 森 健 二

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市潮田地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 荒木田百合	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市駒岡地域ケアプラザ	鶴見区獅子ケ谷二丁目15番18号	社会福祉法人横浜鶴声会 理事長 晝間靖裕	同
横浜市寺尾地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 荒木田百合	同
横浜市生麦地域ケアプラザ	中区常盤町1丁目7番地	社会福祉法人横浜YMCA福祉会 理事長 佐竹博	同
横浜市東寺尾地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田一雄	同
横浜市矢向地域ケアプラザ	中区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 坂本連	同

鶴見区公告第 135 号

横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の  
 者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市鶴見区長 森 健 二

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
鶴見区鶴見中央四丁目37番37号	社会福祉法人横浜市鶴見区社会福祉協議会 会長 渡 辺 武	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

神奈川県公告第 393 号

横浜市反町地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市反町地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市神奈川区長 高田 靖

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市反町地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 荒木田百合	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市神之木地域ケアプラザ	中区小港町3丁目171番の2	社会福祉法人聖坂学園 理事長 柴田昌一	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市菅田地域ケアプラザ	東京都港区三田1丁目4番28号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 正木義博	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市片倉三枚地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田一雄	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市新子安地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜福祉サービス協会 理事長 坂本連	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田一雄	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市六角橋地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田一雄	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

神奈川区公告第 394 号

横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次  
 の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市神奈川区長 高 田

靖

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
神奈川区反町1丁目8番地の4	社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会 会長 河原史郎	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで



中区公告第 429 号

横浜市新山下地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市新山下地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市中区長 直井ユカリ

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市新山下地域ケアプラザ	南区中村町5丁目315番地	社会福祉法人横浜社会福祉協会 理事長 小林 進	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市不老町地域ケアプラザ	同	同	同
横浜市本牧和田地域ケアプラザ	同	同	同
横浜市麦田地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜社会福祉協議会 会長 荒木田 百合	同
横浜市本牧原地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜社会福祉サービス協会 理事長 坂本 連	同
横浜市箕沢地域ケアプラザ	泉区下飯田町355番地	社会福祉法人横浜社会事業協会 理事長 佐々木 寛志	同

南区公告第 151 号

横浜市浦舟地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市浦舟地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市南区長 松山弘子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市浦舟地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 坂本 連	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市大岡地域ケアプラザ	泉区下飯田町355番地	社会福祉法人横浜市社会事業協会 理事長 佐々木 寛志	同
横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 坂本 連	同
横浜市永田地域ケアプラザ	南区中村町5丁目315番地	社会福祉法人横浜市福祉協会 理事長 小林 進	同
横浜市中村地域ケアプラザ	旭区下川井町360番地	社会福祉法人秀峰 理事長 櫻井 大	同
横浜市六ツ川地域ケアプラザ	南区大岡五丁目13番15号	社会福祉法人横浜大陽会 理事長 島村 和子	同
横浜市睦地域ケアプラザ	南区睦町1丁目31番地の1	社会福祉法人たすけあいゆい 理事長 濱田 静江	同

南区公告第 152 号

横浜市南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市南区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市南区長 松山弘子

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
南区浦舟町3丁目 46番地	社会福祉法人横浜 市南区社会福祉協 議会 会長 大津幸雄	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで

保土ヶ谷区公告第123号

横浜市今井地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市今井地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋一

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市今井地域ケアプラザ	保土ヶ谷区上菅田町1,723番地の1	社会福祉法人清光会 理事長 大矢直子	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市岩崎地域ケアプラザ	保土ヶ谷区常盤台75番1号	社会福祉法人なでしこ会 理事長 石井和男	同
横浜市川島地域ケアプラザ	戸塚区名瀬町1,566番地	社会福祉法人朋光会 理事長 福村正	同
横浜市仏向地域ケアプラザ	保土ヶ谷区上菅田町1,723番地の1	社会福祉法人清光会 理事長 大矢直子	同
横浜市星川地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 理事長 坂本連	同

保土ヶ谷区公告第 124 号

横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点の指定管理者として、  
 次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
保土ヶ谷区川辺町 5番地の11	社会福祉法人横浜 市保土ヶ谷区社会 福祉協議会 会長 畑 尻 明	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで

旭区公告第267号

横浜市今宿地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市今宿地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市旭区長 下田 康 晴

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市今宿地域ケアプラザ	旭区川井本町154番地の6	社会福祉法人漆原清和会 理事長 漆原 恵利子	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市上白根地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜社会福祉協議会 会長 荒木田 百合	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市川井地域ケアプラザ	旭区下川井町360番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻井 大	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市左近山地域ケアプラザ	保土ケ谷区川島町1,514番地の2	社会福祉法人幸済会 理事長 三村 圭美	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市鶴ヶ峰地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜社会福祉サービス協会 理事長 坂本 連	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ	旭区上川井町1,988番地	社会福祉法人アドベンチスト福祉会 理事長 村本 英邦	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市若葉台地域ケアプラザ	旭区上川井町2,287番地	社会福祉法人創生会 理事長 飯村 雄一	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

旭区公告第268号

横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市旭区長 下田 康 晴

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
旭区鶴ヶ峰一丁目 6番地の35	社会福祉法人横浜 市旭区社会福祉協 議会 会長 池田宏史	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで

磯子区公告第95号

横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の  
 者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
磯子区磯子三丁目 1番41号	社会福祉法人横浜 市磯子区社会福祉 協議会 会長 小宮山 滋	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで



磯子区公告第96号

横浜市磯子区内地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市磯子区内地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市磯子区長 猪俣宏幸

施設名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市根岸地域ケアプラザ	栄区桂台中4番7号	社会福祉法人訪問の家 理事長 里晴美	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市滝頭地域ケアプラザ	藤沢市遠藤35番地	社会福祉法人竹生 理事長 飛鳥田一朗	同
横浜市磯子地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 理事長 坂本連	同
横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ	栄区公田町1,020番地の5	社会福祉法人伸こ う福祉会 理事長 高田益江	同
横浜市新杉田地域ケアプラザ	磯子区新杉田町8番地の7	社会福祉法人電機 神奈川福祉センタ ー 理事長 岡元茂樹	同
横浜市洋光台地域ケアプラザ	栄区野七里一丁目36番1号	社会福祉法人横浜 長寿会 理事長 篠原正治	同
横浜市上笹下地域ケアプラザ	高知県南国市岡豊町常通寺島335番地の3	社会福祉法人ふる さと自然村 理事長 結城康世	同

青葉区公告第6号

横浜市美しが丘地域ケアプラザ等の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市美しが丘地域ケアプラザ等の指定管理者として、次  
 の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市青葉区長 小澤 明夫

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市美しが丘地域ケアプラザ	青葉区鉄町地 2,075番地の3	社会福祉法人緑成 社会 理事長 田 中 實	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
横浜市荏田地域ケアプラザ	中区桜木町 1丁目1番地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 荒木田百合	同
横浜市大場地域ケアプラザ	西区桜木町 6丁目31番地	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 理事長 坂 本 連	同
横浜市恩田地域ケアプラザ	青葉区さつきが丘 8番地の4	社会福祉法人みど り福祉会 理事長 戸 田 堯 子	同
横浜市鴨志田地域ケアプラザ	緑区西八朔 町773番地の2	社会福祉法人ふじ 寿か会 理事長 前 田 順 啓	同
横浜市さつきが丘地域ケアプラザ	青葉区さつきが丘 8番地の4	社会福祉法人みど り福祉会 理事長 戸 田 堯 子	同
横浜市すすき野地域ケアプラザ	神奈川区羽沢 町550番地の1	社会福祉法人若竹 大寿会 理事長 竹 田 一 雄	同
横浜市もえぎ野地域ケアプラザ	中区桜木町 1丁目1番地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 荒木田百合	同

都 筑 区 公 告 第 50 号

横 浜 市 加 賀 原 地 域 ケ ア プ ラ ザ 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 加 賀 原 地 域 ケ ア プ ラ ザ 等 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 都 筑 区 長 中 野 創

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 加 賀 原 地 域 ケ ア プ ラ ザ	都 筑 区 南 山 田 二 丁 目 39 番 35 号	社 会 福 祉 法 人 中 川 徳 生 会 理 事 長 高 橋 栄 治 郎	令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 令 和 8 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 葛 が 谷 地 域 ケ ア プ ラ ザ	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 荒 木 田 百 合	同
横 浜 市 新 栄 地 域 ケ ア プ ラ ザ	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 理 事 長 坂 本 連	同
横 浜 市 中 川 地 域 ケ ア プ ラ ザ	神 奈 川 区 羽 沢 町 550 番 地 の 1	社 会 福 祉 法 人 若 竹 大 寿 会 理 事 長 竹 田 一 雄	同

都筑区公告第53号

横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市都筑区長 中野 創

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市都筑区福祉保健活動拠点	都筑区荏田東四丁目10番3号	社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会 会長 村田輝雄	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

戸 塚 区 公 告 第 88 号

横浜市上倉田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市上倉田地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の  
 者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市上倉田地域ケアプラザ	泉区中田西一丁目11番2号	社会福祉法人開く 社会 理事長 鈴木正明	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
横浜市上矢部地域ケアプラザ	戸塚区上矢部町2,342番地	社会福祉法人であ いの会 理事長 中村和雄	同
横浜市下倉田地域ケアプラザ	泉区中田西一丁目11番2号	社会福祉法人開く 社会 理事長 鈴木正明	同
横浜市原宿地域ケアプラザ	東京都新宿区中落合2丁目5番1号	社会福祉法人聖母 社会 理事長 塩塚俊子	同
横浜市東戸塚地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 荒木田百合	同
横浜市平戸地域ケアプラザ	戸塚区汲沢町1,060番地	社会福祉法人聖ヒ ルダ会 理事長 相澤牧人	同
横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 理事長 坂本連	同
横浜市南戸塚地域ケアプラザ	戸塚区名瀬町1,566番地	社会福祉法人朋光 社会 理事長 福村正	同

戸塚区公告第89号

横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の  
 者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
戸塚区戸塚町 167 番地の25	横浜市戸塚区社会 福祉協議会 会長 有 賀 美 代	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで

栄区公告第55号

横浜市笠間地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市笠間地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市栄区長 富士田 学

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市笠間地域ケアプラザ	港南区下永谷四丁目21番10号	社会福祉法人同塵会 理事長 松井住仁	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市桂台地域ケアプラザ	栄区桂台中4番7号	社会福祉法人訪問の家 理事長 名里晴美	同
横浜市小菅ケ谷地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜福祉サービス協会 理事長 坂本連	同
横浜市豊田地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜社会福祉協議会 会長 荒木田百合	同
横浜市中野地域ケアプラザ	旭区金が谷550番地	社会福祉法人ル・プリ 理事長 宮内眞治	同

栄区公告第56号

横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市栄区長 富士田

学

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
栄区桂町 279 番地の 29	横浜市栄区社会福祉協議会 会長 田 中 健 次	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



泉区公告第85号

横浜市いずみ中央地域ケアプラザ等の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市いずみ中央地域ケアプラザ等の指定管理者として、  
 次の者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市泉区長 深川 敦子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市いずみ中央地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 坂本 連	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市いずみ野地域ケアプラザ	同	同	同
横浜市踊場地域ケアプラザ	泉区和泉町6,181番地の2	社会福祉法人神奈川県匡済会 理事長 渡邊 俊郎	同
横浜市上飯田地域ケアプラザ	泉区池の谷3,901番地の1	社会福祉法人公正社会 理事長 齋藤 智範	同
横浜市下和泉地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜社会福祉協議会 会長 荒木田 百合	同
横浜市泉区福祉保健活動拠点	泉区和泉中央南五丁目4番13号	社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会 会長 大貫 芳夫	同

瀬谷区公告第61号

横浜市阿久和地域ケアプラザ等の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市阿久和地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の  
 者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市瀬谷区長 森 秀 毅

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市阿久和地域ケアプラザ	戸塚区川上の1番地	社会福祉法人湘南遊愛会 理事長 嶋 博 明	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市下瀬谷地域ケアプラザ	港南区下永谷四丁目10番	社会福祉法人同塵 理事長 松 井 住 仁	同
横浜市中屋敷地域ケアプラザ	泉区上飯田2,083番地の1	社会福祉法人誠幸 理事長 鈴 木 一 誠	同
横浜市二ツ橋地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 荒 木 田 百 合	同
横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	同	同	同

瀬谷区公告第62号

横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の  
 者を指定した。

令和2年10月5日

横浜市瀬谷区長 森 秀 毅

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
瀬谷区二ツ橋町46 9番地	社会福祉法人横浜 市瀬谷区社会福祉 協議会 会長 福田 愛一郎	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで

水道局

水道局公告第7号

水道局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年10月5日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 大久保 智 子

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

水道局所有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件番号	土地の所在	地目	地積 ( $m^2$ )
2754	西区東ヶ丘50番23 外	宅地	1,650.10 (1,650.10)

地積欄は、実測面積で（）内が登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号 2754 番 121,612,370 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和2年10月5日から令和2年11月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局管財部取得処分課

電話 045(671)2264

横浜市水道局事業推進部資産活用課

電話 045(671)3658

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和2年10月30日から令和2年11月13日まで必着

(2) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局管財部取得処分課

電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和2年12月8日まで

書留郵便で必着

(宛先) 中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局取得処分課

(2) 開札

令和2年12月11日

(所在) 中区本町6丁目50番地の10 18階

(会場名) みなと1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市水道局が発行する納入通知書により入札日前日までに横浜市水道局出納取扱金融機関又は横浜市水道局収納取扱金融機関に納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市水道事業管理者が定める土地売買契約書による契約書の作成を要する。

交 通 局

交 通 局 公 告 第 5 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 各 号 に よ り  
、 次 の 者 を 令 和 2 年 9 月 17 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者  
交 通 局 長 三 村 庄 一

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
高 速 鉄 道 本 部 上 永 谷 乗 務 管 理 所	運 輸 職 員	飯 島 基 雄	減 給 1 号
自 動 車 本 部 保 土 ヶ 谷 営 業 所	運 輸 職 員	明 石 啓 治	戒 告
自 動 車 本 部 保 土 ヶ 谷 営 業 所	運 輸 職 員	柵 木 茂	戒 告
自 動 車 本 部 浅 間 町 営 業 所	運 輸 職 員	関 口 和 彦	戒 告
自 動 車 本 部 本 牧 営 業 所	運 輸 職 員	山 下 明 治	戒 告
自 動 車 本 部 鶴 見 営 業 所	運 輸 職 員	駒 野 武	戒 告

医 療 局 病 院 経 営 本 部

医 療 局 病 院 経 営 本 部 告 示 第 5 号

横 浜 市 立 市 民 病 院 医 業 収 益 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 公 営 企 業 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 292 号 ） 第 33 条 の 2 の 規 定 に よ  
り、 横 浜 市 立 市 民 病 院 医 業 収 益 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者

病 院 経 営 本 部 長 平 原 史 樹

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 ソ ラ ス ト 横 浜 支 社 長 村 野 瑞 樹	神 奈 川 区 金 港 町 1 番 地 の 7	令 和 2 年 5 月 1 日 か ら 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で

---

## 市 選 挙 管 理 委 員 会

---

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 9 号

横 浜 市 長 解 職 請 求 代 表 者 証 明 書 の 交 付

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 116 条 に お い て 準 用  
す る 同 令 第 91 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 に 横 浜 市 長 解 職 請 求 代  
表 者 証 明 書 を 交 付 し た 。

令 和 2 年 10 月 5 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 川 口 正 壽

住 所	氏 名
戸 塚 区 汲 沢 四 丁 目 33 番 14 号	廣 越 由 美 子



---

## 正 誤

---

令和2年定期第38号118ページ上から6行目「横浜市人事委員会規則第16号」は「横浜市人事委員会規則第13号」の誤り。

令和2年定期第40号59ページ上から6行目「横浜市人事委員会規則第13号」は「横浜市人事委員会規則第14号」の誤り。